

船員の心身の健康確保を図るため、「船員の働き方改革の実現に向けて」（令和2年9月船員部会取りまとめ）及び「船員の健康確保に向けて」（令和2年10月 船員の健康確保に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、陸上における取組も参考にしつつ、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策の観点から船員法施行規則等について所要の改正を行う。

	主な改正内容（船員労働安全衛生規則（一部、船員法施行規則）の改正により措置）
①産業医の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、船員の健康管理等を行う<u>産業医の選任を義務付け</u>。</li> <li>○産業医の業務を、陸上制度と同様に、船員の健康管理等の医学的サポートとする。</li> <li>○船舶所有者は、産業医に対し、<u>年1回以上の船内巡視や、月1回以上の衛生担当者等による巡視の報告等により、船内の作業環境・衛生状態を把握させ、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講じさせなければならない</u>。</li> <li>○その他の船舶所有者についても、医師等に船員の健康管理等を行わせるよう努めることとする。</li> </ul>
②健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康検査の項目について、健康管理の観点から、貧血検査等を追加する等の見直しを行う。【船員法施行規則の改正】</li> <li>○常時使用する船員に対し、<u>船舶所有者の負担により、健康検査における医師の診断の結果が記載された書面を船舶所有者へ提出させることを義務付け</u>。</li> <li>○船舶所有者に対し、船員から提出のあった<u>書面の保存を義務付け（5年間）</u>。</li> <li>○船舶所有者に対し、健康検査で異常が認められた船員の健康を保持するため、<u>医師の意見を聴き、その内容を記録・保存することを義務付け</u>。</li> <li>○船舶所有者に対し、<u>医師の意見を勧告し、就業上の措置（※）を講じることを義務付け</u>。</li> <li>○船舶所有者は、健康検査で異常が認められた船員に対し、保健指導を行うように努めることとする。</li> <li>○船舶所有者は、<u>騒音の激しい作業を行う船員に対し、オージオメータによる聴力検査を受けさせるよう努めることとする</u>。</li> </ul>

# 船員法施行規則等の改正(船員の健康確保②)

	主な改正内容 (船員労働安全衛生規則の改正により措置)
<p>③過重労働対策 (長時間にわたる労働に関する面接指導)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、<u>1週40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1ヶ月80時間を超え、かつ、疲労蓄積が見られる船員への医師による面接指導の実施を義務付け</u> (船員の申出に基づき実施)。</li> <li>○船舶所有者に対し、<u>面接指導の結果に基づき医師の意見を聴くほか、当該意見を勘案し、必要に応じて、面接指導を受けた船員に対する就業上の措置(※)を講じることを義務付け</u>。</li> <li>○船舶所有者は、面接指導を行う船員以外の船員であって、健康への配慮が必要な船員についても、面接指導等の実施に努めることとする。</li> <li>○その他の船舶所有者についても、同様の面接指導等の実施に努めることとする。</li> </ul>
<p>④メンタルヘルス対策 (心理的な負担の程度を把握するための検査等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し、<u>年1回以上の医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施を義務付け</u>。</li> <li>○船舶所有者は、医師等に、船舶等の集団ごとにストレスチェックの結果を集計・分析させ、その分析結果を勘案し、当該集団の船員の心理的負担を軽減するための措置を講ずるよう努めることとする。</li> <li>○<u>ストレスチェックの結果、高ストレス船員が、医師による面接指導を希望する場合は、面接指導を実施し、その結果に基づき、必要に応じて、当該船員に対する就業上の措置(※)を講じることを義務付け</u>。</li> <li>○その他の船舶所有者についても、ストレスチェック・面接指導等の実施に努めることとする。</li> </ul>

※②～④の就業上の措置の例：作業の転換、労働時間の短縮、乗船期間の短縮等

## 【船員職業安定法施行規則の改正】

船員派遣の場合において、派遣元・派遣先のどちらに上記①～④の規定が適用されるかについて、陸上の派遣制度の適用関係を参考にしつつ、明確化する。

# 船員法施行規則等の改正(ハーネス)

陸上の高所作業等で使用される胴ベルト型安全帯の墜落時の身体への危険性や災害事例を背景に労働安全衛生法の関係法令において「安全帯」が「墜落制止用器具」に改正された。

船員の高所作業等においても、同様の措置を実施することが、船員の労働安全の確保に有効であることから、船員労働安全衛生規則等を改正する。

## 省令改正事項

船員法施行規則・船員労働安全衛生規則に規定する高所作業等で用いる「安全ベルト」及び墜落制止用として使用される「命綱」について、「墜落制止用器具」に変更。

(参考)

以下の事項を通達にて措置予定

- ①墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則とし、着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）には、「胴ベルト型（一本つり）」を使用可とする。
- ②墜落制止用器具のうち、フルハーネス型を使用して作業を行う場合には必要な教育を行わなければならないところ、その具体的な教育内容を定める。

### 【教育内容】

陸上の教育内容（合計6H（学科4.5H、実技1.5H））を元に船内作業の特殊性を加味したもの。

- ①作業に関する知識
- ②墜落制止用器具（フルハーネス型）に関する知識
- ③労働災害の防止に関する知識、関係法令
- ④墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用方法等

※教育は、社外・社内を問わず実施可能

## スケジュール（予定）

公布：令和4年4月 施行：令和5年4月1日（船員の健康確保・ハーネス関係共通）

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	✕
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

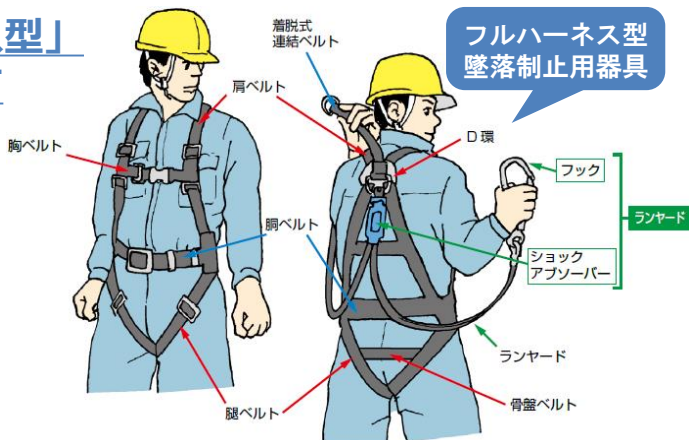
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格  
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～